2016 年 2 月 1 日発行

i スマート Biz サービス契約約款

目　次

第１条　本約款の目的と契約の成立
第２条　本約款の変更
第３条　用語の定義
第４条　i スマート Biz サービス提供における制限等
第５条　申込の単位
第６条　i スマート Biz サービスの申込方法
第７条　i スマート Biz サービスの開通と申込の承諾
第８条　契約内容の変更の申入れ
第９条　最低利用期間
第１０条　最低利用端末数
第１１条　初期費用、料金、工事および変更等に関する費用
第１２条　定額利用料の支払義務
第１３条　外線通信料の支払義務
第１４条　料金の支払方法等
第１５条　i スマート Biz 契約者の義務
第１６条　外線通信サービスの利用制限、通信の品質等
第１７条　i スマート Biz サービスの提供の中断
第１８条　i スマート Biz 契約者が行う i スマート Biz 契約の解約
第１９条　当社が行う i スマート Biz サービスの提供の停止
第２０条　当社が行う i スマート Biz 契約の解約
第２１条　遅延損害金
第２２条　損害賠償
第２３条　法令に関する規定
第２４条　i スマート Biz 契約上の地位または同契約に基づく権利・義務の移転、譲渡等の禁止
第２５条　専属的合意管轄
第２６条　実施期日及び変更管理

別　紙

［1］　サービス約款細目

第１条　i スマート Biz サービスの提供

第２条　外線通信サービス利用の制限等

第３条　修理または復旧の順位

第４条　i スマート Biz 契約者の氏名等の変更

第５条　自営端末設備の接続の不可

第６条　当社による保守要員の派遣

第７条　利用明細書の発行

第８条　宅内機器の修理

［2］　料金に関する細則

第１条　課金および請求

第２条　開始日および解約日の変更

第３条　端数処理

第４条　請求書および支払期日

第５条　消費税相当額の加算

第６条　ユニバーサルサービス料金の加算

［3］　料金表

第１条　初期費用

第２条　定額利用料〔基本料およびオプション料〕

第３条　外線通信料

第４条　変更費

第５条　付加サービス費用

第６条　ワイモバイル PHS サービス

第７条　特別割引

［4］　提携キャリア、物理回線キャリアについて

別表１　提携キャリア

別表２　物理回線キャリア

別表３　提携キャリアによる外線通信料金

第１条（本約款の目的と契約の成立）

１．顧客が本契約約款（別紙を含みます。以下「本約款」といいます。）記載の内容を承諾の上、当社に対してｉスマート Biz サービス（どこでも内線ｉスマート Biz サービス、どこでもビジネスフォンサービスを含む、以下これらをまとめて「ｉスマート Biz サービス」といいます。）の提供を申込み、当社がこれを承諾した場合、当社と顧客との間でｉスマート Biz サービスの提供に関する契約が成立するものとします。

２．当社は、前項の契約者（以下「ｉスマート Biz 契約者」といいます。）に対し、電気通信事業に係る法律、規則等、本約款、別途当社が規定する内容に基づき、ｉスマート Biz サービスを提供します。

３．ｉスマート Biz 契約者は、本約款の内容を了解しているうえでｉスマート Biz 契約を締結するものとします。

第２条（本約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の契約条件は、変更後の本約款に従います。本約款が変更される場合は、当社は、当社ホームページ上に掲載します。

第３条（用語の定義）

本約款における以下の用語は、それぞれ次の意味で使用されます。

用語	用語の意味
ｉスマート Biz サービス	当社が本約款に基づき提供する IP フォン、携帯電話その他のサービスであって、基本サービス、オプションサービス等から構成されます。ｉスマート Biz サービス、どこでも内線ｉスマート Biz サービス、どこでもビジネスフォンサービスがあります。提供形態は、当社のクラウドサーバーを共用で利用する形態と、ｉスマート Biz 契約者専用のサーバーを利用する形態があります。
どこでも内線ｉスマート Biz サービス	ｉスマート Biz サービスの中で、PHS 通信サービスと組み合わせて提供するサービスタイプ。宅内機器を設置し、IP フォンと PHS の双方を利用します。IP フォンを利用せず、ｉスマート Biz 契約者の既存のビジネスフォンとｉスマート Biz サービスを接続して利用することもできます。
どこでもビジネスフォンサービス	ｉスマート Biz サービスの中で、PHS 通信サービスと組み合わせて提供するサービスタイプ。宅内機器を設置せず、PHS のみで提供します。

基本サービス	内線通信サービス及び外線通信サービス
内線通信サービス	i スマート Biz 仮想回線群内で、インターネットプロトコルにより音声等を伝送交換する電気通信サービス
外線通信サービス	i スマート Biz 仮想回線群と一般公衆回線群との間で、インターネットプロトコル、又は回線交換方式により音声等を伝送交換する電気通信サービス
電気通信サービス	電気通信設備等を使用して他人の通信を媒介すること、または、それらの設備、機器、回線等を他人の通信の用に供するサービス
オプションサービス	基本サービスにオプションとして提供されるサービス
付加サービス	基本サービスに付加するサービス
PHS 通信サービス	ソフトバンク株式会社が提供する電気通信サービス
内線番号	内線通信サービスを利用するために、端末毎に設定される固有の電話番号
外線番号	外線通信サービスを利用するための電話番号
i スマート Biz 仮想回線	当社が提供する VPN ルーターと i スマート Biz センター設備を接続するための仮想回線
i スマート Biz 仮想回線群	i スマート Biz 仮想回線により構成される回線群
物理回線	i スマート Biz 仮想回線の物理回線として、i スマート Biz 契約者が電気通信事業者から直接提供を受ける別表 2 記載の物理的データ通信回線
物理回線キャリア	当社が指定する、別表 2 記載の物理回線を提供する電気通信事業者
i スマート Biz センター設備	当社が敷設する設備で、SIP サーバー、メディアリレーゲートウェイ等の電気通信設備
SIP サーバー	世界標準の SIP を利用して音声交換サービスを提供する通信機器
宅内機器	当社が提供する通信機器で、i スマート Biz 契約者の宅内に設置する VPN ルーター、ゲートウェイ、IP フォン等
VPN ルーター	i スマート Biz 仮想回線を利用するために i スマート Biz 契約者の宅内に設置する専用ネットワーク接続機器。当社 SIP サーバーと接続します。
端末	当社が提供、又は i スマート Biz 契約者の利用を認める IP フォン、PHS 端末、スマートフォン、PC 等

IP フォン	宅内機器として使用される固定 IP 電話機
PHS 端末	ソフトバンク株式会社がワイモバイル通信サービスとして提供する PHS 通信サービス用の電話機
スマートフォン	i スマート Biz 申込者が指定するスマートフォンで、当社が提供する SIP ソフトフォンを利用する端末
SIP ソフトフォン	スマートフォンや PC で音声通信を利用するためのソフトウェア
提携キャリア電気通信設備	外線通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備で、i スマート Biz の提携キャリアが準備する電気通信設備
提携キャリア	i スマート Biz の外線通信、又は内線通信を提供する別表 1 記載の電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいう）で、当社が通信料金を i スマート Biz 契約者にサービス料金と合算請求する電気通信事業者
相互接続点	当社と提携キャリアとの間の電気通信設備の接続点
協定事業者	提携キャリアと相互接続協定を締結している別表 4 記載の電気通信事業者
協定事業者の電気通信設備	外線通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備で、協定事業者が準備する電気通信設備
i スマート Biz 契約	当社から i スマート Biz サービスの提供を受けるための契約
i スマート Biz 申込者	当社に対し、i スマート Biz サービスの利用申込を行う者
i スマート Biz 契約者	i スマート Biz 申込者からの申込が当社により承諾され、i スマート Biz サービスが開通している者
開通日	i スマート Biz カスタマーセンターと i スマート Biz 申込者、又は i スマート Biz 契約者が、電話の開通を確認した日
開始日	i スマート Biz サービスの開通日、端末単位で設定
開始月	i スマート Biz サービスの開始日が属する月
解約日	i スマート Biz 契約の解約日、端末単位で設定
解約月	i スマート Biz 契約の解約日が属する月
停止日	i スマート Biz サービスの停止日、端末単位で設定

停止月	i スマート Biz サービスの停止日が属する月
停止月数	i スマート Biz サービスの停止日からサービスが再開されるまでの日数を 30 で除した月数
最低利用期間	i スマート Biz サービスのタイプと利用内容によって個別に設定される最低利用期間。最低利用期間満了前の解約の場合、個別に設定される解約手数料が発生します。
i スマート Biz カスタマーセンター	i スマート Biz 申込者､及び i スマート Biz 契約者に対して、i スマート Biz サービスの申込み、開通、問い合わせ等を電話、メールその他の通信手段を利用して行う対応窓口
i スマート Biz パートナー	当社が指定する、i スマート Biz サービスの申込み取次ぎ或は再販売業務、端末の設置、i スマート Biz 契約者対応等を行う会社
顧客情報共有会社	i スマート Biz 申込者の情報（個人情報を含む）を与信審査やサービス提供の目的のために、当社と共有し、利用する会社（提携キャリア、与信審査会社、業務委託先等）
請求代行会社	i スマート Biz 契約者に対する請求代金に係る請求書の発行業務を委託する会社
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料金	ユニバーサルサービス維持のために、平成 19 年 1 月から通信事業者全体で負担することとなった料金

第 4 条（i スマート Biz サービス提供における制限等）

1．i スマート Biz サービスの細目は、別紙[1] サービス約款細目に規定されるものとします。

2．i スマート Biz サービスは､i スマート Biz 契約者が､当社から提供を受けた宅内機器、及び当社が使用を認めた PHS、携帯電話、スマートフォン、SIP ソフトフォンのみを利用することにより提供されます。

3．i スマート Biz サービスは、提携キャリアの電気通信設備、提携キャリアのサービス内容、協定事業者の電気通信設備、協定事業者のサービス内容、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第５条（申込の単位）

１．ｉスマート Biz サービスの申込の単位は、申込にかかる端末群単位とします。

２．ｉスマート Biz 申込者は、ｉスマート Biz サービス１申込につき、一名に限るものとします。

第６条（ｉスマート Biz サービスの申込方法）

１．ｉスマート Biz サービスの申込は、ｉスマート Biz 申込者が、提案内容、申込書の内容、本約款の内容を確認後、当社所定の契約申込書を作成して、これをｉスマート Biz カスタマーセンター、又はｉスマート Biz パートナーに提出することにより行うものとします。

２．ｉスマート Biz 申込者は、ｉスマート Biz サービスの開通後、ｉスマート Biz 仮想回線、物理回線の状況等により、ｉスマート Biz サービスが全く利用できない状態となる場合（内線通信サービス、外線通信サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）があることを承諾の上、申込をして頂きます。

第７条（ｉスマート Biz サービスの申込情報の利用、開通と申込の承諾）

１．当社は、ｉスマート Biz 申込者から第６条所定の申込を受けた場合には、申込内容を確認後、当社所定の与信審査に合格した場合、ｉスマート Biz サービスの開通工程に着手します。この場合、ｉスマート Biz 申込者は、ｉスマート Biz 申込者の情報（個人情報を含む）が、ｉスマート Biz パートナー及び当社所定の顧客情報共有会社と共有され、与信審査や、ｉスマート Biz サービス提供の目的のために、当社および顧客情報共有会社によって利用されることに予め同意して頂きます。

２．ｉスマート Biz サービスの開通工程において、当該ｉスマート Biz サービスの申込にかかる端末群につき、申込内容に従い、内線番号及び外線番号を設定します。内線番号は、ｉスマート Biz 申込者の希望にできるだけ沿うように設定いたしますが、１端末に対し固有の１内線番号のみを設定し、複数の端末での内線番号の共有化はいたしません。外線番号は、基本的に１端末に対し当社が指定する１外線番号を設定しますが、複数の端末での外線番号の共有も許容しております。

３．当社は、開通工程において、内線番号および外線番号の設定等の技術上、又は業務遂行上やむを得ない理由がある時は、予めｉスマート Biz 申込者の同意を得た上で、当該申込内容を変更していただき、ｉスマート Biz サービスの開通工程を進めることといたします。

４．当社は、ｉスマート Biz サービスの開通工程完了後、ｉスマート Biz サービス開通を確認の上、ｉスマート Biz サービス申込者からの申込を承諾いたします。当該開通日をもって、当該開通端末につき、ｉスマート Biz 申込者と当社との間にｉスマート Biz 契約（以下、「ｉスマート Biz 契約」といいます。）が成立し、ｉスマート Biz 申込者は、ｉス

マート Biz 契約者となります。開通日が属する月を開始月とします。

５．当社は、以下の場合には、当該ｉスマート Biz サービスの申込を承諾しないことがあります。

（１）申込書に不備がある場合。

（２）申込書に虚偽の内容が記載されている場合。

（３）申込にかかるｉスマート Biz サービスが、以下の理由で開通できないと判明した場合。

１）申込にかかるｉスマート Biz サービスを提供するために必要な物理回線の利用が停止されている場合、または利用することができない場合。

２）申込にかかるｉスマート Biz サービスを提供するために必要な宅内機器、ｉスマート Biz 仮想回線を設置し、または保守することが事実上著しく困難であることが判明した場合。

３）申込にかかるｉスマート Biz サービスを提供するために必要なｉスマート Biz センター設備の設定、または宅内機器の設定もしくは設置を行うことが、事実上著しく困難であると判明した場合。

４）その他技術上解決できない問題が発生した場合。

（４）ｉスマート Biz サービス申込者において、第 19 条（ｉスマート Biz サービスの提供の停止）の規定に基づきｉスマート Biz サービスが利用停止中である場合、またはｉスマート Biz 契約の解除を受けたことがある場合。

（５）ｉスマート Biz 申込者に、又は与信上の問題（当社所定の与信審査に不合格等）があり、ｉスマート Biz サービスの料金を支払うことが困難であると当社が判断した場合。

（６）その他ｉスマート Biz サービスに関する当社の業務遂行上、著しい支障がある場合。

第８条（契約内容の変更の申入れ）

１．ｉスマート Biz 契約者は、契約内容の変更の申入れをすることができます。

２．当社は、前項の申込があった場合には、第 7 条（ｉスマート Biz サービスの申込情報の利用、開通と申込の承諾）の規定に準じて取り扱い、契約内容の変更を承諾しないことがあります。

第９条（最低利用期間）

１．ｉスマート Biz サービスには、最低利用期間が設定されております。

２．前項の最低利用期間は、ｉスマート Biz サービスのタイプと、それぞれのサービスに必要な機器、端末単位で設定され、ｉスマート Biz 契約に基づいて当社がｉスマート Biz サービスの提供を開始した開始月の翌月１日から起算して、次のとおりとします。なお、IP フォン、ゲートウェイ等の機器レンタルサービスにおいて新品ではなく中古品を利用する場合は、中古品の状態によって最低利用期間が個別に設定されます。

１）ｉスマート Biz

サービス名	最低利用期間
専用 VPN ルーターサービス	12 ヶ月
クラウド PBX サービス（IP フォン、モバイル）	12 ヶ月
IP フォンレンタルサービス（新品）	60 ヶ月
ゲートウェイレンタルサービス（新品）	60 ヶ月
その他機器レンタルサービス（新品）	60 ヶ月
中古品のレンタルサービス	12 か月（又は中古品の状態により定められた期間）

2）どこでも内線 i スマート Biz

サービス名	最低利用期間
基本パッケージサービス	36 ヶ月
クラウド PBX サービス（IP フォン）	36 ヶ月
PHS オプションサービス	36 ヶ月
IP フォンレンタルサービス（新品）	60 ヶ月
ゲートウェイレンタルサービス（新品）	60 ヶ月
その他機器レンタルサービス（新品）	60 ヶ月
中古品のレンタルサービス	12 か月（又は中古品の状態により定められた期間）

3）どこでもビジネスフォン

サービス名	最低利用期間
どこでもビジネスフォンオプションサービス	36 ヶ月

第 10 条（最低利用端末数）

i スマート Biz サービスの内容により、一設置場所における最低利用端末数が規定されている場合があります。

第 11 条（初期費用、月額料金、工事および変更等に関する費用）

1．i スマート Biz サービスの提供開始時点における初期費用は、別紙[3]料金表 第 1 条（初期費用）に定めるところによります。

2．i スマート Biz サービスに係る月額料金は、別紙[3]料金表 第 2 条(定額利用料〔基本料およびオプション料〕)に定める定額利用料、別紙[3]料金表 第 3 条（外線通信料）に定める外線通信料とから構成されます。

3．i スマート Biz サービスの開通にあたっては、別途、物理回線キャリアとの間で、物理回線敷設に係る工事費等が発生します。工事費は、i スマート Biz 契約者の宅内機器設置場所の個別状況に応じて、物理回線キャリアが請求する金額となります。また、開通後は、物理回線キャリアからの請求に基づき、i スマート Biz 契約者から物理回線キャ

リアに対し、物理回線の月額費用の支払が発生します。

4．iスマートBizサービスの開通にあたっては、別途iスマートBiz契約者の宅内機器設置場所の個別状況に応じて、個別の工事費が発生する場合があります。その場合に発生する費用は、必要な工事内容に応じて、iスマートBiz契約者指定の工事会社、あるいは当社、iスマートBizパートナー、iスマートBizパートナーが指定する工事会社によって異なる場合があります。

5．iスマートBizサービスの開通後、iスマートBiz契約者から、iスマートBizセンター設備の設定の変更、iスマートBiz契約に記載された宅内機器の設置場所の変更等の申入れがなされ、これに応じて変更がなされる場合には、別紙[3]料金表 第4条（変更費）に定める変更料が発生します。

6．iスマートBizサービスの開通時あるいは開通後に、iスマートBiz契約者からの申入れにより、外線番号にかかわるチャネルアップを行なう場合には、別紙[3]料金表 第5条（付加サービス費用）に定める費用が発生します。

第12条（定額利用料の支払義務）

1．定額利用料は月額料金とし、iスマートBizの基本サービスに対する基本料とオプションサービスに対するオプション料とから構成されます。

2．iスマートBiz契約者は、当該iスマートBiz契約に基づいて、各利用月の月初から月末までの期間につき、別紙[3] 料金表 第2条(定額利用料〔基本料およびオプション料〕)の規定に基づいて算定される定額利用料の支払いを要します。

3．定額利用料は、開始月は無料です。開始月の翌月 1 日から課金開始され、i スマートBiz契約者は、発生する定額利用料の支払いを要します。定額利用料の日割り計算等は行なわれません。従って、月の途中で停止又は解約された場合でも、停止月又は解約月の1ヶ月分の定額利用料全額の支払いを要します。

4．iスマートBiz契約者は、何らかの理由によりiスマートBizサービスを利用することができない事態が発生した場合であっても、全額の定額利用料の支払いを要します。但し、iスマートBiz契約者の責めによらない事由により、iスマートBizサービスを全く利用できない状態（iスマートBizサービスにかかる関連電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できなくなる状態と同程度の状態となる場合を含みます）が発生し、かつ、当社が当該状態を確認した時刻から起算して24時間以上にわたり継続した場合には、この限りではありません。

5．当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が、iスマートBiz契約者から現実に支払われている時は、その料金を返還します。

第13条（外線通信料の支払義務）

1．iスマートBiz契約者は、毎月、別紙[3] 料金表　第3条（外線通信料）の規定に基づ

いて算定された外線通信料の支払いを要します。

２．外線通信料は、i スマート Biz 契約者が利用した通信時間に基づき従量制で課金され、月初から月末までの１ヶ月単位にて計算されます。但し、月中に利用開始、あるいは停止、解除が発生した場合には、開始月においては開始日から月末まで、停止月、解除月においては月初から停止日または解約日までの利用について課金されます。

３．i スマート Biz 契約者は、当該 i スマート Biz 契約者の宅内機器、PHS 端末またはスマートフォンを利用して、i スマート Biz 契約者以外の者が行った外線通信料の支払いについても、当社に対し責任をもって支払わなければなりません。

４．i スマート Biz 契約者は、外線通信料について、提携キャリアの機器の故障等により正しく算定することができなかった場合には、別紙[3] 料金表　第３条（外線通信料）第１項「提携キャリアの機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い」に従い算定した料金額の支払いを要します。

５．当社は、支払いを要しないこととされた外線通信料が、i スマート Biz 契約者から現実に支払われている場合には、その料金を返還します。

第 14 条（料金の支払方法等）

i スマート Biz サービスに係る料金の支払は、当社、又は当社の指定する請求代行会社、i スマート Biz パートナーが、毎月 i スマート Biz 契約者に対して通知する請求内容に従い、銀行口座振替、振込等の方法により支払われるものとします。なお、振込の場合に、i スマート Biz 契約者の誤りにて、振込額が請求金額を超えた場合には、当社は、当該超過金額を、当該 i スマート Biz 契約者に対する翌月以降の請求金額に充当することができるものとします。

第 15 条（i スマート Biz 契約者の義務）

１．i スマート Biz 契約者は、以下の事項を遵守して頂きます。

（１）i スマート Biz サービス提供のために設置された IP フォンを除く宅内機器（VPN ルーター、ゲートウェイ、IP フォン等）を移動し、取外し、変更し、分解し、損壊し、通常以外の使用方法で使用する等の行為を行わないこと。但し、天災、事変、その他の非常事態に際して、VPN ルーター、ゲートウェイ、IP フォン等を保護する必要がある場合は、この限りでありません。

（２）宅内機器を保留状態にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に支障を来す等の行為を行なわないこと。

（３）多数の不完了通信を発生させる等、通信の輻輳を発生させる惧れがある行為を行なわないこと。

（４）当社が、業務遂行上において支障がないと認めた場合を除いて、宅内機器に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

（5）IP フォンの替わりにパソコン等を接続した上で、なりすまし、盗聴または物理回線、i スマート Biz 仮想回線、i スマート Biz センター設備、提携キャリア電気通信設備、協定事業者の電気通信設備、その他 i スマート Biz 契約者設備への妨害、攻撃、もしくは不正侵入等の行為を行なわないこと。

2．i スマート Biz 契約者は、前項の規定に違反して、宅内機器を忘失し、又は毀損した場合には、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を負担して頂くものとします。当社は、当社に損害が生じた場合には、i スマート Biz 契約者に対して、損害賠償を請求することができるものとします。

第 16 条（外線通信サービスの利用制限、通信の品質等）

1．天災、事変、その他の緊急事態が発生し、又は発生する惧れがある場合には、提携キャリアまたは協定事業者において、外線通信サービスの利用を制限することがあります。

2．第 17 条 1 項 1 号所定の関連電気通信設備が故障し、または滅失した場合において、その全部を速やかに修理し、又は復旧することができない場合には、提携キャリアまたは協定事業者が優先的に取り扱う必要のある通信を確保するため、i スマート Biz 契約者に対する i スマート Biz サービスの復旧が劣後する場合があります。

3．i スマート Biz の通信の品質については、物理回線、宅内機器の設置場所の LAN の状態または i スマート Biz サービスの利用形態、モバイル回線、PHS 回線の電波状態等により変動する場合があります。

4．i スマート Biz の通信が著しく輻輳する場合や、当社が提供する SIP ソフトフォンの動作の状態によっては、SIP ソフトフォンからの通信が相手先に着信しない、或いは相手先からの通信が SIP ソフトフォンに着信しないことがあります。

第 17 条（i スマート Biz サービスの提供の中断）

1．当社は、以下の場合に、i スマート Biz サービスの提供を中断することがあります。

（1）i スマート Biz センター設備、提携キャリアの電気通信設備、協定事業者の電気通信設備、物理回線、i スマート Biz 仮想回線、宅内機器（以下「関連電気通信設備」といいます）の保守上、または工事上やむを得ない場合。

（2）特定の物理回線、i スマート Biz 仮想回線、提携キャリアの通信回線、または協定事業者の通信回線から多数の不完了通信（接続先との通信が確立する前に通信の発信を取りやめることをいう）が発生したことにより、通信が輻輳し、又は輻輳する恐れがあると当社が認めた場合。

（3）別紙[1]サービス約款細目第 2 条（外線通信サービス利用の制限等）の規定により、通信サービスの提供を中止する場合。

（4）物理回線、i スマート Biz 仮想回線、提携キャリアの通信回線、または協定事業者の通信回線が、当該通信キャリアの都合にて利用できない場合。

２．当社は、第１項に規定されている事由に基づきｉスマート Biz サービスの提供を中止する場合には、緊急やむを得ない場合を除き、予めｉスマート Biz 契約者に対して、この旨を通知いたします。

第 18 条（ｉスマート Biz 契約者が行うｉスマート Biz 契約の解約）

１．ｉスマート Biz 契約者は、最低利用期間経過後は、ｉスマート Biz 契約を端末単位で解約することができます。ｉスマート Biz 契約者は、契約を解約しようとする時は、予めｉスマート Biz カスタマーセンターに対して、当社の規定する方法により通知して頂きます。当社は、当該通知を入手後、ｉスマート Biz 契約者との間で解約日の確定を行い、解約工程に移行します。解約日をもって、当該解除端末は通話ができなくなります。解約日が属する月を解約月とします。

２．ｉスマート Biz 契約者は、最低利用期間に満たないサービス、機器、端末等の契約を解約する場合には、個別のサービス内容、機器レンタル、端末等の単位で、解約手数料の支払いを要します。

解約手数料は、解約月の定額利用料と合算して、当社が指定する期日までにお支払い頂きます。

３．前項の場合において、解約手数料は、ｉスマート Biz サービスのタイプごとに設定されます。解約手数料計算における最低利用期間に満たない月数と解約手数料は、以下の算式で、個別サービス、機器レンタル、端末等の単位で計算され、合算されて請求されます。

（最低利用期間に満たない月数の計算方法）

最低利用期間に満たない月数＝最低利用期間－（解約月－開始月 ＋1 －停止月数）

停止月数とは、開始月から解約月までの間に、ｉスマート Biz のサービスを停止した期間の月数をさします。

例：開通日が 2015 年 12 月 15 日。最低利用期間が 12 ヶ月の個別サービスのケース

開始月　2015 年 12 月　→　課金開始(開始月の翌月)　2016 年 1 月 1 日

解約月　2016 年 6 月 20 日　→ 解約月 2016 年 6 月、6 ヶ月利用

停止月数　0 ヶ月

最低利用期間に満たない月数 = 12 – (2016 年 1 月 1 日～6 月 30 日の 6 か月)

= 6 ヶ月

（解約手数料の計算方法）

最低利用期間に満たない個別サービス、機器レンタル、端末等の単位で計算し、合算します。

1）i スマート Biz

①個別の解約手数料＝個別の定額利用料 × 最低利用期間に満たない月数

2）どこでも内線 i スマート Biz （①と②の合計）

①個別の解約手数料＝個別の定額利用料 × 最低利用期間に満たない月数

②ワイモバイルサービスで規定される解約手数料＋PHS 端末代金の残債金額

（ワイモバイルサービスも同時に解約する場合）

3）どこでもビジネスフォン

①個別の解約手数料＝オプション 1 つに対して一律 9,500 円（税抜）

なお、ワイモバイルサービスも同時に解約する場合は、ワイモバイルからワイモバイルサービスの解約手数料＋PHS 端末代金の残債金額が請求されます。

4．i スマート Biz 契約者は、i スマート Biz 契約が解約された場合には、当社の指定する方法で、当社がレンタルした宅内機器を当社に返却するものとします。i スマート Biz 契約者がレンタルした宅内機器を返却しない場合は、当社は、レンタル機器の実費相当分を i スマート Biz 契約者に請求します。i スマート Biz 契約者が、宅内機器の買取プランを利用されていた場合、又は宅内機器の新品レンタルプランを利用し 60 ヶ月に満たない月数のレンタル料全額を解約手数料として支払完了した場合には、当該機器を当社に返却する必要はありません。

第 19 条（当社が行う i スマート Biz サービスの提供の停止）

1．当社は、i スマート Biz 契約者が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、i スマート Biz 契約者に事前に通知することなく、当該 i スマート Biz サービスの提供を停止することができます。

（1）本約款に基づき、支払いを要することとなった初期費用、月額料金、工事に要する費用、その他の債務が、支払期日を経過してもなお支払われない場合

（2）第 15 条（i スマート Biz 契約者の義務）の規定に違反した場合

（3）開通後、i スマート Biz 契約に係る物理回線が、利用停止あるいは利用できなくなった場合

（4）前各号のほか、本約款の規定に違反する行為であって、i スマート Biz サービスに関する当社の業務遂行、もしくは当社、提携キャリア、協定事業者の電気通信設備に対して著しい支障を及ぼし、又は及ぼす惧れのある行為をした場合

2．当社は、複数の i スマート Biz 契約を締結している i スマート Biz 契約者につき、そのいずれかの i スマート Biz 契約において、第 1 項に規定する i スマート Biz サービス提供の停止事由が発生した場合には、当該 i スマート Biz 契約者の全ての i スマート Biz 契約に係る i スマート Biz サービスの利用を停止することができるものとします。この場合に、当社は、予めその理由、利用停止の開始日、及び利用停止期間を、i スマート Biz 契約者に対して通知します。

第 20 条（当社が行う i スマート Biz 契約の解約）

1．当社は、以下のいずれかの事由に該当する場合には、i スマート Biz 契約者に何らの催告なく、直ちに i スマート Biz サービス契約を解約することができます。

（1）本サービスが、法令に違反しており、または行政指導によりサービスの提供を禁止された場合

（2）i スマート Biz 契約者が、本約款に基づき、支払いを要することとなった初期費用、月額料金、工事に要する費用等の債務の支払いを支払期日までに行なわなかった場合

（3）i スマート Biz 契約者が、開通後、当社が規定する i スマート Biz 仮想回線、物理回線、宅内機器を利用していないことが判明した場合

（4）i スマート Biz 契約者が、開通後、当社が承認していない方法で i スマート Biz サービスを利用していることが判明した場合

（5）i スマート Biz 契約者が、本約款の規定に違反した場合

（6）i スマート Biz 契約者が、初期費用、月額料金、工事に要する費用等、その他の支払いを不当に免れたことが判明した場合

（7）i スマート Biz 契約者について、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合

1）第三者から差押、仮差押、仮処分の申立を受け、または租税滞納処分を受けた場合

2）破産、会社整理、特別清算、会社更生又は民事再生手続の申立がなされた場合

3）解散決議のための準備を開始した場合

4）手形交換所における不渡、その他支払停止又は支払不能と認められる事由が生じた場合

5）役員・幹部社員が刑事上の強制捜査、行政上の強制調査を受けた場合、または役員、社員、株主間の紛争等により、その事業活動に支障をきたした場合

6）不正の行為があった場合、または反社的行為を行った場合

7）当社または i スマート Biz サービスの業務についての信用を害し、あるいは害する恐れのある行為を行った場合

8）合併、営業譲渡、重要な営業財産の譲渡または支配株主の変更が生じた場合

2．i スマート Biz 契約の解約がなされた場合には、i スマート Biz 契約者は、当社が指定する方法で、当社がレンタルした宅内機器を当社に返却するものとします。

3．i スマート Biz 契約の解約がなされた場合には、i スマート Biz 契約者は、解約月において最低利用期間に満たない端末が存在する場合には、第 18 条第 2 項、第 3 項に規定する方法で計算される解約手数料の支払いを要します。

4．i スマート Biz 契約者は、i スマート Biz 契約の解約がなされた時点で、当社に対する全ての債務につき期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を弁済しなければなりません。

5．当社は、i スマート Biz 契約の解約により、当社に損害が生じた場合には、i スマート

Biz 契約者に対して、損害賠償を請求することができるものとします。

第 21 条（遅延損害金）

i スマート Biz 契約者において、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）につき、支払期日を経過しても、なお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払完了日までの日数について、年 14.5%の割合（1 日当たりの割合は、年利を 365 日で除した割合とします。）で計算して得た金額を遅延損害金として、当社が指定する期日までに支払って頂きます。但し、支払期日から起算して 10 日以内に支払いがなされた場合は、この限りでありません。

第 22 条（損害賠償）

1．当社は、本条第 2 項、第 3 項、第 4 項の場合を除いて、i スマート Biz サービスの利用不能もしくはこれに準ずる状態に起因して、i スマート Biz 契約者に損害が生じた場合にも、i スマート Biz 契約者に生じた営業上の損害、逸失利益、その他一切の損害につき、何ら損害賠償の責めを負わないものとします。

2．当社は、当社の責に帰すべき事由により、i スマート Biz サービスに係る関連電気通信設備による全ての通信に著しい支障が発生し、i スマート Biz サービスを全く利用できない状態（i スマート Biz サービスにかかる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じ。）が発生し、かつ当該状態が当社が確認した時刻（以下「確認時刻」という）から起算して 24 時間以上にわたり継続した場合に限り、当該 i スマート Biz 契約者に生じた損害を、次項に従い賠償します。但し、当社の責に帰すべき事由には、端末、宅内機器、i スマート Biz 契約者の物理回線及び LAN 設備、提携キャリアの回線、協定事業者の本邦におけるケーブル陸揚局又は固定衛星地球局から外国側又は衛星側の電気通信回線設備のいずれかに起因して、i スマート Biz サービスを利用できない状態となった場合は含まれておらず、また、これ以外の事由についても個別に判断されるものとします。

3．前項の場合において、当社は、確認時刻以後、24 時間以上全く利用ができなかった端末（以下「当該端末」という）毎に、個別に利用できなかった時間を 24 時間で割って日数換算し、小数点以下を切捨てた換算日数（以下「賠償日数」という）に対応する、当該 i スマート Biz サービスに係る以下の金額の合計額を、i スマート Biz 契約者に発生した損害とみなし、その金額に限って賠償します。

（1）定額利用料

当該端末の月額定額利用料を 30 日で除した金額に、賠償日数を乗じた金額

（2）外線通信料

確認時刻が属する月の前月から起算して、前月を含む 3 ヶ月間（確認時刻が属する月が契約後 3 カ月に満たない場合には、3 ヶ月以内の把握可能な期間）の 1 日当たりの

当該端末に対する平均外線通信料（過去の実績を把握することが困難な場合には税抜額 50 円）に、賠償日数を乗じた金額。

４．当社の故意または重大な過失により、i スマート Biz サービスが全く利用できない状態になった場合には、前 2 項の規定は適用されず、確認時刻以後、利用できなかった時間（以下「賠償時間」という）に対応する当該 i スマート Biz サービスに係る、以下の金額の合計を発生した損害とみなし、その金額に限って賠償します。

（１）定額利用料

当該端末の月額定額利用料を 720 時間（30 日×24 時間）で除した金額に、賠償時間を乗じた金額

（２）外線通信料

確認時刻が属する月の前月から起算して、前月を含む 3 ヶ月間（確認時刻が属する月が契約後 3 カ月に満たない場合は、3 ヶ月以内の把握可能な期間）の 1 時間当たりの当該端末に対する平均外線通信料（過去の実績を把握することが困難な場合には税抜額 50 円を 24 時間で除した金額）に、賠償時間を乗じた金額

５．当社、及び i スマート Biz パートナーは、宅内機器の設置、撤去、修理又は復旧の工事の際に、i スマート Biz 契約者の所有または管理に係る土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合においても、当社、及び i スマート Biz パートナーに故意又は重過失が認められる場合を除いては、損害賠償の責任を負わないものとします。

６．i スマート Biz 契約者が、料金または工事に関する費用の支払いを不当に免れたことが判明した場合には、当該支払を免れた金額に加えて、金 100 万円を損害賠償額として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

７．i スマート Biz 契約者が、当社又は第三者に対し損害を与えた場合、i スマート Biz 契約者は、その全ての損害賠償の責に任じるものとします。

第 23 条（法令に関する規定）

i スマート Biz サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 24 条（i スマート Biz 契約上の地位および同契約に基づく権利・義務の移転、譲渡等の禁止）

i スマート Biz 契約者は、i スマート Biz 契約上の地位ならびに同契約に基づく個別の権利及び義務は、当社の事前の書面による承諾を受けずに、第三者に対して移転、承継、譲渡、引受することはできません。

第 25 条（専属的合意管轄）

i スマート Biz 契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判

所とします。

第 26 条（実施期日及び変更管理）

１．本約款は、平成 17 年 7 月 1 日から有効とします。

２．当社は、本約款の変更管理を行うものとし、本約款に変更日を記載します。

（変更履歴）

変更日　2005 年 11 月 1 日
変更日　2006 年 1 月 1 日
変更日　2006 年 8 月 1 日
変更日　2006 年 10 月 1 日
変更日　2007 年 2 月 1 日
変更日　2007 年 7 月 1 日
変更日　2008 年 2 月 1 日
変更日　2009 年 3 月 1 日
変更日　2013 年 6 月 1 日
変更日　2014 年 2 月 1 日
変更日　2015 年 4 月 1 日
変更日　2015 年 7 月 1 日
変更日　2015 年 11 月 1 日
変更日　2016 年 2 月 1 日

別紙

[1]　サービス約款細目

第１条（i スマート Biz サービスの提供）

i スマート Biz サービスは、以下の区間において提供します。

（１）当社が提供する端末相互の間

（２）当社が提供する端末と相互接続点との間

第２条（外線通信サービス利用の制限等）

当社は、天災、事変、その他の緊急事態が発生し、又は発生する惧れがある場合において、提携キャリアが必要と認めた場合には、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の提供の確保、または秩序の維持のために、これらに必要な事項を内容とする通信、および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、外線通信サービスの利用を制限することがあります。この場合に、優先的に取り扱われる機関は提携キャリアによって決定されますが、現時点においては、以下に掲げる機関とします。

機関名	気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 サービス約款細目に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

第３条（修理または復旧の順位）
当社は、関連電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を速やかに修理し、又は復旧することができない時は、第２条（外線通信サービス利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保する必要に応じて、提携キャリアが決定した順位に従って、修理し、又は復旧を行ないます。

第４条（i スマート Biz 契約者の氏名等の変更）
１．i スマート Biz 契約者において、氏名、名称、住所、設置場所、又は当社からの通知の送付先等に変更があった場合には、変更内容を速やかに i スマート Biz カスタマーセンターに届け出て頂きます。
２．当社は、i スマート Biz 契約者に対して、届出内容の事実を証明する書類を提示して頂くことがあります。

第５条（自営端末設備の接続の不可）
i スマート Biz 契約者は、当該 i スマート Biz 契約において終端している宅内機器に代えて、自営の端末設備を接続することはできません。

第６条（当社による保守要員の派遣）
当社は、当社が提供する宅内設置の VPN ルーター、ゲートウェイに故障等が発生した旨の連絡を、i スマート Biz 契約者又は i スマート Biz パートナーから、i スマート Biz カスタマーセンターにいただいた場合には、派遣によらず故障を解決できる場合を除き、連絡受信時刻から現実的に到着できる時間を案内した上で、復旧のための保守要員を、故障等にかかる VPN ルーターの設置場所に派遣します。なお、派遣は、保守要員の手当ができる場合に限ります。

第７条（利用明細書の発行）
当社は、i スマート Biz 契約者に対し、内線通信サービス、及び外線通信サービスの利用に係る明細書（通話利用記録等の一切）を発行しません。

第８条（宅内機器の修理・保証）
１．当社は、i スマート Biz 契約者に対し、宅内機器のうち、新品で購入したゲートウェイ、IP フォンの故障が発生した場合、機器単位で利用月数を計算し、利用月数が開始月の翌月から 60 ヶ月以内の機器（有償レンタル期間内の機器）については、i スマート Biz の契約期間内は、無償にて、センドバック方式にて、修理、または同等品と交換します。なお、開始月の翌月から 61 ヶ月以上利用期間が経過した機器（無償レンタル機器）については、i スマート Biz の契約期間内であっても、有償にて、実費修理費等をご請求

します。

２．新品の購入ではなく、新品又は中古品レンタルを利用する場合、当社は、i スマート Biz 契約者に対し、有償レンタル期間中のゲートウェイ、IP フォンの故障が発生した場合、i スマート Biz の契約期間内は、無償にて、センドバック方式にて、修理、または同等品と交換します。有償レンタル期間を経過した機器（無償レンタル機器）については、i スマート Biz の契約期間内であっても、有償にて、実費修理費等をご請求します。

３．ゲートウェイ、IP フォン以外の宅内機器の無償修理期間は、機器製造メーカーの無償保証期間である 1 年間を適用します。

4. i スマート Biz 契約者が当社と個別に保守契約を締結する場合は、当該保守契約の規定が本約款の規定に優先して適用されます。

［2］ 料金に関する細則

第１条（課金および請求）

１．ｉスマート Biz の料金は、利用月毎に課金されます。

２．定額利用料は、ｉスマート Biz サービスの開始月の翌月から終了月までの全期間にわたり、サービス、機器、端末単位で、定額制にて毎月課金、請求されます。日割り計算はされません。

３．外線通信料は、ｉスマート Biz サービスの開始月から終了月までの全期間にわたり、毎月月末締にて、サービス、機器、端末単位で、別紙[3] 料金表　第３条（外線通信料）に定めるところに従い、従量制にて課金、請求されます。外線通信料金は、当社の提供区間の利用料金に、提携キャリア、協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間における利用料金を合算したうえで、当社、又は当社の指定する請求代行会社、ｉ スマート Biz パートナーが課金、請求するものとします。

４．第 2 項、第 3 項に記載される料金以外に、初期費用、工事費、変更費用、解約手数料等が一時的に発生することがあります。これらの費用は、その発生月に、定額利用料、外線通信料と合算して課金、請求されます。

第２条（開始日および解約日の変更）

当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合には、第 1 条に記載する開始月の開始日、解約月の解約日を変更することがあります。

第３条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を四捨五入します。但し、料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

第４条（請求書および支払期日）

１．請求金額および支払期日については、毎月、当社が指定する期日に、インターネット回線を通じて、電子メール等の当社の指定する方法で、ｉスマート Biz 契約者に通知されます。紙の請求書の発行や郵送による対応は致しません。

２．ｉスマート Biz 契約者は、当社が指定する方法にて、第 1 項の請求金額を支払期日までにお支払い頂きます。

３．第 1 項、第 2 項の規定に係らず、当社の指定する請求代行会社やｉスマート Biz パートナーが請求書を発行する場合は、当該請求代行会社やｉスマート Biz パートナーの規定に従い請求書が発行されます。

第５条（消費税相当額の加算）

請求金額は、料金表に定める税抜額に基づき計算された総額に、消費税相当額を加算した

額（小数点以下端数処理）とします。但し、当該請求代行会社やｉスマート Biz パートナーが請求書を発行する場合は、それぞれの規定に従い消費税計算が行われます。なお、外線通信料のうち、外国との通信に係るもの、又は特定衛星端末との通信に係るものについては、この限りではありません。

第６条（ユニバーサルサービス料金の請求）
平成 21 年 2 月利用分より、外線番号を利用するサービスにユニバーサル料金が発生します。

［3］ 料金表

第１条（初期費用）

料金額は、以下のとおりとします。消費税抜き金額です。但し、[4]提携キャリアの通信サービスを利用する場合、サービス内容によって個別に初期費用が発生します。

項目	料金額
IP フォン・ゲートウェイ	導入時に買取り、又はレンタル。 価格は、機器の種類に応じます。
SIP サーバー	当社サーバーを利用する場合は、月額のクラウド PBX 利用料にサーバー利用料金を含みます。 専用サーバーを利用する場合は、導入時に買取りとなります。価格は、機器の種類に応じます。
NW 機器・部材	導入時に買取り。価格は、機器の種類に応じます。
SIP ソフトフォン AGEphone Biz	App Store、Google Play 等のダウンロードサイトに記載された金額 2016 年 2 月 1 日現在：1,400 円/端末
IP フォン設定費	1,000 円/台
ゲートウェイ設定費	10,000 円/台
サーバー設定費	1,000 円/内線 （IP フォンとモバイルの全ての内線端末に適用）
VPN ルーター設定費	どこでも内線用ルーター：10,000 円/台
	IP-VPN 用ルーター　　：40,000 円/台
IP フォン設置費	3,000 円/台
ゲートウェイ設置費	10,000 円/台
基本派遣料　注 2）	100,000 円/回から工事内容による個別見積
LAN 工事費	工事内容により個別見積
事務手数料	どこでも内線 i スマート Biz、どこでもビジネスフォン契約時のみ：1,000 円/台
ワイモバイル PHS 契約事務手数料	どこでも内線 i スマート Biz のみ：3,000 円/PHS 端末
追加番号開通事務手数料	当社指定の番号を利用　　：1,000 円/番号 番号ポータビリティサービスを利用：3,000 円/番号

注 1）AGEphone Biz は、i スマート Biz 申込者が、購入サイトから予めダウンロードします。AGEphone Biz の設定は、当社の指示に従い、i スマート Biz 申込者が行います。

注 2) 基本派遣料は、IP フォンの台数や工事内容により異なります。

第２条（定額利用料〔基本料およびオプション料〕）

１．基本料は、i スマート Biz 契約者の全ての端末に対して適用されます。

２．月額料金額は、以下のとおりとします。

料金内容と月額料金

料金内容	月額料金額
専用VPNルーター利用料（インターネットVPN）	5,000円/台
ISP利用料	1,000円/台
クラウドPBX (IPフォン)利用料	当社サーバー：300円/台 専用サーバー：150円/台
クラウドPBX (FMC)利用料	当社サーバー：300円/台 専用サーバー：150円/台
クラウドPBX (簡易FMC)利用料	当社サーバー：100円/台 専用サーバー：50 円/台
IP フォンレンタル料	300円/台 (新品レンタル品を61ヶ月以降も継続利用する場合は、レンタル料は発生しません。修理対応等は、無償レンタル品として取り扱います。)
ゲートウェイレンタル料（ひかり 5ch）	1,000 円/台
ゲートウェイレンタル料（ひかり 8ch）	2,500 円/台
ゲートウェイレンタル料（BRI4）	3,000 円/台
ゲートウェイレンタル料（ひかり 25ch）	4,000 円/台
ゲートウェイレンタル料（PRI1）	13,000 円/台
ゲートウェイレンタル料（PRI2）	15,000 円/台
FMC 回線（ワイモバイル）利用料	当社サーバーのみ：200 円/台
追加番号利用プラン	当社指定番号　　：100円/番号 番号ポータビリティ：300円/番号
ハウジング利用料	10,000円/サーバー2台セット 4,000円/ゲートウェイ1台
どこでも内線基本パッケージ利用料（VPN ルーター、IP フォン1 台のセット）	6,000円/セット

どこでも内線PHS オプション料（ワイモバイル通信サービスの料金は別料金）	800円/ PHS1台
どこでもビジネスフォンオプション料（ワイモバイル通信サービスの料金は別料金）	1,280円/PHS1台
IP-VPN 専用 VPN ルーター利用料（フレッツネクストファミリーハイスピードタイプ）	17,500 円/回線
IP-VPN Cプラン（050番号がセット）	1,700円/IPフォン1 台
IP-VPN Dプラン（050番号がセット）	1,200円/ IPフォン1 台
IP-PVN Eプラン	200円/ IPフォン1 台
IP-VPN Fプラン	300円/ IPフォン1 台

注 1) 外線番号の利用料がセットになっているプランの場合で、外線番号を外線ダイヤルイン番号として付与しない IP フォンについては、IP フォン単位で、番号利用料金相当分割引します。

注 2) インターネット VPN プラン： i スマート Biz 契約者の既設のインターネット回線（可変 IP 又は固定 IP）を利用できます。NTT のフレッツネクストを推奨します。また、既存のインターネット回線を利用せずに、専用に物理回線を契約して利用することも可能です。

IP-VPN プラン：専用に物理回線の回線契約が必要です。

第３条（外線通信料）

外線通信料の計算方法等は、以下のとおりとします。

項目	内容
外線通信料の計算方法	外線通信料は、別紙[4]別表３に従い、料金額欄に規定する分数または秒数毎に算定するものとします。
外線通信サービスに係る通信時間の測定等	１）外線通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを提携キャリアが確認した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、提携キャリアの機器により測定します。 ２）１）に規定する通信時間には、i スマート Biz 契約者以外の者が、当該 i スマート Biz 端末から行った外線通信に係るものを含みます。

提携キャリアの機器の故障等により、通信時間を正しく測定することができなかった場合の料金の取扱い	提携キャリアの機器の故障等により、通信時間を正しく測定することができなかった場合の外線通信料の計算方法は、提携キャリアの規定等に従います。 （提携キャリアの規定） １）過去６ヶ月間の実績を把握することができる場合 提携キャリアの機器の故障等により、通信時間を正しく測定することができなかった日の初日（初日が確定できない時にあっては、種々の事情を総合的に判断して提携キャリアの機器の故障等があったと認められる日）の属する月の前６ヶ月（前月を含む。但し、６ヶ月分が把握できない場合は、把握可能な期間）の間において、各月における１日の平均の外線通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 ２）過去の実績を把握することが困難な場合 過去の実績を把握することが困難な場合には、税抜額 50 円に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

第４条（変更費）

１．変更費は、i スマート Biz 端末数の単位に基づいて適用されます。

２．料金額は、以下のとおりとします。

項目	単位	変更費の金額
IP フォンの変更 （リモート、又はセンドバック方式による）	1) i スマート Biz 端末単位 2) 変更度数単位	1) どこでも内線・どこでもビジネスフォンの場合：1,000 円/端末 2) それ以外の場合：度数に準じた金額 3) センドバックの場合は、弊社から返送の送料として 600 円が発生。
VPN ルーターの設置場所の変更、増設、回線種別の変更等（保守員の派遣による）	VPN ルーター1 台毎	インターネット VPN: 50,000 円/回 IP-VPN　　：60,000 円/回
VPN ルーターの設置場所の変更、増設、回線種別の変更等（センドバック方式による）	VPN ルーター1 台毎	インターネット VPN: 10,000 円/台 IP-VPN　　：25,000 円/台 i スマート Biz 契約者から当社への送料は i スマート Biz 契約者負担。

ゲートウェイの変更、増設等（保守員の派遣による）	ゲートウェイ１台毎	50,000 円/回
ゲートウェイの変更、増設等（リモート、又はセンドバック方式による）	ゲートウェイ１台毎	5,000 円/台 i スマート Biz 契約者から当社への送料は i スマート Biz 契約者負担。

第 5 条（050 番号サービスの付加サービス費用）

１．チャネルアップ費用は、i スマート Biz サービスの 050 番号の１つについて実施された工事回数および追加されたチャネル数に対して適用されます。

２．フリーボイス費用は、i スマート Biz サービスの 050 番号毎に、実施された工事回数に対して適用されます。フリーボイス、フリーボイスシンプルのご利用には、それぞれ 050 番号が必要です。

３．特定番号通知費用は、i スマート Biz サービスの 050 番号毎に、実施された工事回数に対して適用されます。特定番号通知のご利用には、050 番号が必要です。

４．料金額は、以下のとおりとします。

項目	料金額	
チャネルアップ	工事・変更費用	1,000 円/工事（050 番号ごと）
	月額費用	180 円/１追加チャネル（050 番号ごと）
フリーボイス	工事・変更費用	2,000 円/工事（050 番号ごと）
	月額費用	2,000 円/050 番号
フリーボイスシンプル	工事・変更費用	500 円/工事　（050 番号ごと）
	月額費用	800 円/050 番号
特定番号通知	工事・変更費用	1,000 円/工事　（１グループごと）
	月額費用	200 円/１グループ

第 6 条（ワイモバイル PHS サービス）

１．ワイモバイル PHS サービスに係る料金は、別表３　提携キャリアにおける外線通信料金に規定します。

第 7 条（特別割引）

１．IP-VPN C プラン、D プランにおいて、i スマート Biz サービスを開通月の翌月以降継続して 60 ヶ月の月数における利用を申し込まれた端末に対しては、特別割引が適用されます。

２．料金額は、以下のとおりとします。なお、特別割引における最低利用期間は、開通後

12ヶ月ではなく、以下に従い規定されます。iスマートBiz契約者は、最低利用期間に満たない個別サービス、端末等の契約を解約する場合には、当該サービス、端末等の単位で、最低利用期間に満たない月数分の解約手数料の支払いを要します。解約手数料の金額は、本約款第18条（iスマートBiz契約者が行うiスマートBiz契約の解約）の規定に準じて計算されます。

項目	最低利用期間	基本料からの割引額
特別割引	開通後60ヶ月	税抜額200円（税込額210円）

３．IP-VPN Cプラン、Dプラン、Eプラン、Fプランにおいて、61ヶ月以上継続して利用したｋ別サービス、端末等に対して割引が適用されます。但し、第２項に規定する特別割引は同時に適用されません。割引額は、プランによって以下のとおりとします。

Cプラン

項目	料金額及び適用開始月
割引額	基本料から800円を割引
適用開始月	開通月の翌月以降61ヶ月目から適用

Dプラン

項目	料金額及び適用開始月
割引額	基本料から300円を割引
適用開始月	開通月の翌月以降61ヶ月目から適用

Eプラン、Fプラン

項目	料金額及び適用開始月
割引額	基本料から100円を割引
適用開始月	開通月の翌月以降61ヶ月目から適用

［4］ 提携キャリア、物理回線キャリアについて

別表１　提携キャリア

i スマート Biz の提携キャリアは、以下のとおりとします。

	提携キャリア
1	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
2	ソフトバンク株式会社（ワイモバイル）
3	アルテリア・ネットワークス株式会社

別表２　物理回線キャリア

i スマート Biz の物理回線キャリアおよび物理回線は、以下のとおりとします。

	物理回線キャリア	物理回線
V プラン IP-VPN サービス	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社	B フレッツ、フレッツネクスト
インターネット VPN サービス	国内 ISP	国内インターネット用光ファイバー物理回線

別表３　提携キャリアにおける外線通信料金

提携キャリア毎の外線通信料金は、以下のとおりとします。提携キャリアにおいて外線通信料金が変更された場合は、提携キャリアにおける変更内容に従って、i スマート Biz の外線通信料金も変更されます。

（1）フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

１）サービスの提供

当社は、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社の契約約款に基づいて、外線通信サービスをお客様に提供します。当該外線通信サービスについての問い合わせ等は当社でお受けします。

2）外線通信料金

適　　用	単　　位	税抜料金額
①　②及び③以外の通信に係るもの		
a：b及びc以外のもの	3分まで毎に	8.0円
b：携帯・PHS・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのもの	60秒まで毎に	16円
②　本邦外への通信に係るもの		
a　アジア		
（a）アジア１	1分までごとに	30円
（b）アジア２	1分までごとに	35円
（c）アジア３	1分までごとに	45円
（d）アジア４	1分までごとに	50円
（e）アジア５	1分までごとに	55円
（f）アジア６	1分までごとに	60円
（g）アジア７	1分までごとに	162円
（h）アジア８	1分までごとに	170円
（i）アジア９	1分までごとに	175円
（j）アジア１０	1分までごとに	180円
（k）アジア１１	1分までごとに	185円
（l）アジア１２	1分までごとに	190円
（m）アジア１３	1分までごとに	105円
（n）アジア１４	1分までごとに	106円
（o）アジア１５	1分までごとに	110円
（p）アジア１６	1分までごとに	112円
（q）アジア１７	1分までごとに	126円
（r）アジア１８	1分までごとに	129円
（s）アジア１９	1分までごとに	140円
（t）アジア２０	1分までごとに	160円
（u）アジア２１	1分までごとに	225円
b　アフリカ		
（a）アフリカ１	1分までごとに	145円
（b）アフリカ２	1分までごとに	150円
（c）アフリカ３	1分までごとに	255円
（d）アフリカ４	1分までごとに	70円

（ｅ）アフリカ５	１分までごとに	75 円
（ｆ）アフリカ６	１分までごとに	80 円
（ｇ）アフリカ７	１分までごとに	110 円
（ｈ）アフリカ８	１分までごとに	115 円
（ｉ）アフリカ９	１分までごとに	120 円
（ｊ）アフリカ１０	１分までごとに	125 円
（ｋ）アフリカ１１	１分までごとに	127 円
（ｌ）アフリカ１２	１分までごとに	150 円
（m）アフリカ１３	１分までごとに	160 円
（ｎ）アフリカ１４	１分までごとに	175 円
（ｏ）アフリカ１５	１分までごとに	200 円
（ｐ）アフリカ１６	１分までごとに	250 円
ｃ　アメリカ		
（ａ）アメリカ１	１分までごとに	9 円
（ｂ）アメリカ２	１分までごとに	10 円
（ｃ）アメリカ３	１分までごとに	20 円
（ｄ）アメリカ４	１分までごとに	130 円
（ｅ）アメリカ５	１分までごとに	135 円
（ｆ）アメリカ６	１分までごとに	140 円
（ｇ）アメリカ７	１分までごとに	45 円
（ｈ）アメリカ８	１分までごとに	150 円
（ｉ）アメリカ９	１分までごとに	155 円
（ｊ）アメリカ１０	１分までごとに	260 円
（ｋ）アメリカ１１	１分までごとに	65 円
（ｌ）アメリカ１２	１分までごとに	70 円
（m）アメリカ１３	１分までごとに	75 円
（ｎ）アメリカ１４	１分までごとに	80 円
（ｏ）アメリカ１５	１分までごとに	112 円
（ｐ）アメリカ１６	１分までごとに	190 円
ｄ　オセアニア		
（ａ）オセアニア１	１分までごとに	20 円
（ｂ）オセアニア２	１分までごとに	9 円
（ｃ）オセアニア３	１分までごとに	25 円
（ｄ）オセアニア４	１分までごとに	30 円

（e）オセアニア５	１分までごとに	50 円
（f）オセアニナ６	１分までごとに	179 円
（g）オセアニア７	１分までごとに	180 円
（h）オセアニア８	１分までごとに	100 円
（i）オセアニア９	１分までごとに	105 円
（j）オセアニア１０	１分までごとに	110 円
（k）オセアニア１１	１分までごとに	120 円
（l）オセアニア１２	１分までごとに	155 円
（m）オセアニア１３	１分までごとに	159 円
e　ヨーロッパ		
（a）ヨーロッパ１	１分までごとに	20 円
（b）ヨーロッパ２	１分までごとに	25 円
（c）ヨーロッパ３	１分までごとに	30 円
（d）ヨーロッパ４	１分までごとに	135 円
（e）ヨーロッパ５	１分までごとに	140 円
（f）ヨーロッパ６	１分までごとに	241 円
（g）ヨーロッパ７	１分までごとに	45 円
（h）ヨーロッパ８	１分までごとに	50 円
（i）ヨーロッパ９	１分までごとに	60 円
（j）ヨーロッパ１０	１分までごとに	70 円
（k）ヨーロッパ１１	１分までごとに	75 円
（l）ヨーロッパ１２	１分までごとに	80 円
（m）ヨーロッパ１３	１分までごとに	90 円
（n）ヨーロッパ１４	１分までごとに	91 円
（o）ヨーロッパ１５	１分までごとに	100 円
（p）ヨーロッパ１６	１分までごとに	101 円
（q）ヨーロッパ１７	１分までごとに	110 円
（r）ヨーロッパ１８	１分までごとに	120 円
（s）ヨーロッパ１９	１分までごとに	140 円
（t）ヨーロッパ２０	１分までごとに	202 円

③　特定衛星端末への通信に係るもの		
a　特定衛星端末１	１分までごとに	273 円
b　特定衛星端末２	１分までごとに	378 円
c　特定衛星端末３	１分までごとに	517 円
d　特定衛星端末４	１分までごとに	307 円
e　特定衛星端末５	１分までごとに	363 円
f　特定衛星端末６	１分までごとに	209 円
g　特定衛星端末７	１分までごとに	686 円

２)本邦外、又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等

区　分	取 扱 地 域
アジア１	イスラエル国、シンガポール共和国、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます)、香港、マレーシア
アジア２	フィリピン共和国
アジア３	インドネシア共和国、キプラス共和国、タイ王国
アジア４	アラブ首長国連邦
アジア５	マカオ
アジア６	モンゴル国
アジア７	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア８	パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国
アジア９	スリランカ民主社会主義共和国
アジア１０	イラン・イスラム共和国、インド、オマーン国、クウェート国、サウジアラビア王国、バーレーン国
アジア１１	ベトナム社会主義共和国
アジア１２	カンボジア王国、ミャンマー連邦
アジア１３	モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア１４	ネパール王国
アジア１５	シリア・アラブ共和国、ヨルダン・ハシミテ王国
アジア１６	カタール国、レバノン共和国
アジア１７	東ティモール
アジア１８	朝鮮民主主義人民共和国
アジア１９	イエメン共和国

アジア２０	アフガニスタン・イスラム国
アジア２１	イラク共和国
アフリカ１	アンゴラ共和国、スワジランド王国
アフリカ２	ウガンダ共和国
アフリカ３	マリ共和国
アフリカ４	ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、チュニジア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国、レソト王国、レユニオン
アフリカ５	エジプト・アラブ共和国、カーボベルデ共和国、ケニア共和国、コンゴ民主共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、リベリア共和国
アフリカ６	カメルーン共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コートジボワール共和国、タンザニア連合共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、モーリタニア・イスラム共和国
アフリカ７	トーゴ共和国
アフリカ８	ガンビア共和国
アフリカ９	赤道ギニア共和国
アフリカ１０	エリトリア国、ジブチ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、ソマリア民主共和国、ルワンダ共和国
アフリカ１１	アルジェリア民主人民共和国、マラウイ共和国、モザンビーク共和国
アフリカ１２	エチオピア連邦民主共和国、コンゴ共和国
アフリカ１３	マダガスカル共和国
アフリカ１４	シエラレオネ共和国
アフリカ１５	サントメ・プリンシペ民主共和国
アフリカ１６	チャド共和国
アメリカ１	アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます)、アラスカ
アメリカ２	カナダ
アメリカ３	米領バージン諸島
アメリカ４	ブラジル連邦共和国
アメリカ５	コスタリカ共和国、チリ共和国、ドミニカ共和国、バハマ国、メキシコ合衆国
アメリカ６	プエルト・リーコ

アメリカ７	コロンビア共和国
アメリカ８	アルゼンチン共和国、グアテマラ共和国、サン・ピエール及びミクェロン、バミューダ諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国
アメリカ９	グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、トリニダードトバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、マルティニク
アメリカ１０	エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ウルグアイ東方共和国、パラグアイ共和国
アメリカ１１	ホンジュラス共和国
アメリカ１２	オランダ領アンティール、ケイマン諸島
アメリカ１３	グァデルーペ、ジャマイカ、ハイチ共和国、バルバドス
アメリカ１４	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、スリナム共和国、セント・ビンセントおよびグレナディーン諸島
アメリカ１５	キューバ共和国
アメリカ１６	フォークランド諸島
オセアニア１	オーストラリア、グアム、クリスマス島、ココス・キーリング諸島
オセアニア２	ハワイ
オセアニア３	ニュージーランド
オセアニア４	サイパン
オセアニア５	パプアニューギニア、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア
オセアニア６	ノーフォーク島、ミクロネシア連邦
オセアニア７	サモア独立国
オセアニア８	ニュー・カレドニア、パラオ共和国
オセアニア９	トンガ王国
オセアニア１０	ナウル共和国、マーシャル諸島共和国
オセアニア１１	ツバル
オセアニア１２	クック諸島、キリバス共和国
オセアニア１３	ソロモン諸島、トケラウ諸島、バヌアツ共和国
ヨーロッパ１	アイルランド、イタリア共和国、オランダ王国、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フランス共和国、ベルギー王国

ヨーロッパ２	モナコ公国
ヨーロッパ３	オーストリア共和国、カナリー諸島、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、フィンランド共和国、リヒテンシュタイン公国
ヨーロッパ４	アゾールス諸島、ギリシャ共和国、ハンガリー共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ５	スイス連邦、ポーランド共和国
ヨーロッパ６	アンドラ公国
ヨーロッパ７	スロバキア共和国、チェコ共和国、トルコ共和国、ロシア連邦
ヨーロッパ８	ウクライナ
ヨーロッパ９	サンマリノ共和国、タジキスタン共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア共和国、ルーマニア
ヨーロッパ１０	アイスランド共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、マ VPN ルーター共和国
ヨーロッパ１１	ファロー諸島
ヨーロッパ１２	エストニア共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国
ヨーロッパ１３	ジブラ VPN ルータール、ラトビア共和国
ヨーロッパ１４	グリーンランド
ヨーロッパ１５	ウズベキスタン共和国、スロベニア共和国
ヨーロッパ１６	グルジア、クロアチア共和国
ヨーロッパ１７	トルクメニスタン
ヨーロッパ１８	アルバニア共和国、セルビア・モンテネグロ
ヨーロッパ１９	キルギス共和国
ヨーロッパ２０	アルメニア共和国
特定衛星端末１	スラーヤー
特定衛星端末２	イリジウム
特定衛星端末３	インマルサットＡ型
特定衛星端末４	インマルサットＢ型
特定衛星端末５	インマルサットM型
特定衛星端末６	インマルサットＭＩＮＩ－M型（Ａｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合を除きます。）、インマルサットＦ型（Ａｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合を除きます。）
特定衛星端末７	インマルサットＭＩＮＩ－M型（Ａｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈ

	モードの場合に限ります。)、インマルサットＦ型（Ａｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合に限ります。）

（２）ソフトバンク株式会社（ワイモバイル）

A. どこでも内線 i スマート Biz サービスにおける注意事項

１）i スマート Biz 申込者、ソフトバンク（ワイモバイル）、当社の契約関係

当社は、ソフトバンク株式会社が提供するワイモバイル通信サービスの再販事業契約に基づき、お客様にどこでも内線 i スマート Biz サービスを提供します。従って、i スマート Biz 申込者が、既に利用中の PHS 端末を i スマート Biz サービスの端末として利用する場合、当該 PHS 端末について、i スマート Biz 申込者とソフトバンク（ワイモバイル）との直接契約を、i スマート Biz 申込者とアイルネットとの契約に変更することに承諾するものとします。但し、この場合において、i スマート Biz 申込者とソフトバンク（ワイモバイル）間の個別信用購入あっせん契約（端末代金のソフトバンク（ワイモバイル）への割賦による支払）は、そのままソフトバンクとの契約として残ります。i スマート Biz 申込者は、以下の点に合意の上、当社と契約するものとします。

（i スマート Biz 契約者の合意事項）

① ソフトバンク（ワイモバイル）からの請求ではなく、当社からの請求に一括して変更になります。請求内容は、契約関係が変更されたワイモバイル通信サービス料金、ソフトバンク（ワイモバイル）との契約のまま残される端末割賦代金の双方を、当社から一括して請求します。この場合において、当社は、通信料金の請求はソフトバンク（ワイモバイル）との再販契約、端末割賦代金の請求はソフトバンク（ワイモバイル）との請求代行契約に基づき、i スマート Biz 契約者に実施します。

② ワイモバイルからの契約変更には、ワイモバイル通信サービスの解除料は発生せず、当該 PHS の利用月数は、ソフトバンク（ワイモバイル）との契約時点から計算されます。

③ 端末割賦契約にかかわるダブルバリューセレクトによる割引は、ワイモバイル同様、当社からの請求においても適用されます。

２）暗証番号

どこでも内線 i スマート Biz サービスで新規に契約する PHS 端末固有の暗証番号は、当社が管理しますので、i スマート Biz 申込者には開示されません。

３）外線通信料金

ワイモバイルの通信サービスの料金が準用されます。

４）オプション料金

ワイモバイルの通信サービスの料金が準用されます。但し、利用できるオプションは、制限を受ける場合があります。

５）事務手数料
ワイモバイルの通信サービスの料金が準用されます。

６）解約料金
ワイモバイルの通信サービスの料金が準用されます。

７）端末割賦代金の支払とダブルバリューセレクトの適用
PHS 端末は、ワイモバイルのダブルバリューセレクトと同様なプランにて購入ができます。この場合、当社からの請求書に端末の割賦代金と「W-VALUE 割引」相当額の金額が記載されて請求されます。ワイモバイルのダブルバリューセレクトに変更があった場合は、当社からの請求額もワイモバイルの変更に準じて変更されます。なお、機種変更をした場合において、旧端末に割賦代金の残金が残った場合、割賦代金は当社から継続して請求されます。この場合、ダブルバリューセレクトは、機種変更された新端末に適用され、旧端末には適用されません。

８）国際通話料金
ワイモバイルの通信サービスの料金が準用されます。

B. どこでもビジネスフォンサービスにおける重要事項
１）サービス提供形態
どこでもビジネスフォンは、ソフトバンク（ワイモバイル）のオプションサービスとして提供されます。請求書、ソフトバンク（ワイモバイル）からお客様に送付され、支払先は、ソフトバンク（ワイモバイル）になります。

２）重要事項説明書の同意
i スマート Biz 申込者は、申込時に重要事項説明書の同意が条件となります。本同意により i スマート Biz 申込者は、どこでもビジネスフォンサービス規約と本約款に同意したことなります。

（３）アルテリア・ネットワークス株式会社
１）当社は、アルテリア・ネットワークス株式会社の定める契約約款に従い外線通信サービスを提供します。iスマートBiz契約者は、当該外線サービスに対する問い合わせ・苦情等は当社に行うものとします。

２）外線通信料金（国内通信のみです。国際通信サービスはありません）

適用	単位	税抜料金額
ａ：ｂ以外のもの	3 分まで毎に	7 円
ｂ：携帯・ＰＨＳ・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのもの	1 分まで毎に	14 円

以上